

## 上サロベツ自然再生協議会について

- ◆ サロベツ湿原には、低平地におけるわが国最大の「高層湿原」と隣接する「海岸砂丘帯の砂丘林と長沼湖沼・湿原群」、「ペンケ沼と周辺の低層湿原」など、貴重な自然環境が残されている。しかし、周辺の土地利用の変化に伴い、湿原の地下水位の低下や乾燥化、地盤沈下が起き、高層湿原植生が減少してササやヨシ等が侵入するなどの現象が生じている。
- ◆ 平成 14 年度から、関係行政機関、地方公共団体、NPO、専門家等による「サロベツ構想策定検討会」が開催され、平成 16 年 9 月には「サロベツ再生構想」が策定された。
- ◆ サロベツ再生構想が策定されたことを受け、平成 17 年 1 月に自然再生推進法に基づく「上サロベツ湿原自然再生協議会」を設立。  
(国立公園であるサロベツ湿原と農地が隣接する北海道豊富町において、農業と共存した湿原の再生を検討。)
- ◆ 平成 18 年 2 月には「上サロベツ自然再生全体構想」が作成された。  
全体構想を踏まえ、平成 19 年 1 月には豊富町、サロベツ農事組合連絡会議、稚内開発建設部を実施者とする「農業と湿原の共生に向けた自然再生実施計画」が作成された。
  - 第 1 回自然再生協議会（平成 17 年 1 月 19 日）
    - ・ 協議会の設立
    - ・ 全体構想の作成方法について協議
  - 第 2 回自然再生協議会（平成 17 年 6 月 29 日）
    - ・ 全体構想（素案）の協議
  - 第 3 回自然再生協議会（平成 17 年 11 月 1 日）
    - ・ 全体構想（修正案）の協議
  - 第 4 回自然再生協議会（平成 18 年 2 月 2 日）
    - ・ 全体構想（最終案）の協議、了承
  - 上サロベツ自然再生全体構想 作成（平成 18 年 2 月）
  - 第 5 回自然再生協議会（平成 18 年 7 月 13 日）
    - ・ 国営土地改良事業における農業と湿原の共生に向けた実施計画（案）（緩衝帯・沈砂池）の協議、了承
  - 第 6 回自然再生協議会（平成 19 年 2 月 20 日）
    - ・ 上サロベツ自然再生協議会経緯報告 等
  - 第 7 回自然再生協議会（平成 19 年 5 月 17 日）
    - ・ 普及行動計画（案）の協議、了承 等

# 「上サロベツ自然再生全体構想」の概要

## ◆自然再生の対象となる区域

主として、豊富町地内の国立公園である上サロベツ湿原とする。ただし自然再生に資する事業は、上サロベツ湿原区域にとどまらず、上サロベツ湿原区域の自然環境に直接的に影響を及ぼすことが考えられる範囲で実施できる。

## ◆自然再生の目標

### ○上サロベツ湿原の自然再生目標

- ・高層湿原の自然再生目標  
国立公園指定時の植生や広がり状況を目標とする。
- ・ペンケ沼の自然再生目標  
現況の維持（これ以上、埋塞が進まない状態）を目標とする。
- ・泥炭採取跡地の自然再生目標  
開水面の閉塞を進め、湿原植生の再生・創出を図ることを目標とする。  
現況を維持するエリアを一部に設定する。
- ・砂丘林帯湖沼群の自然再生目標  
生態系の保持のために、水位低下の抑制を目標とする。

### ○農業の振興に係る目標

- ・泥炭地の特性を考慮しつつ農地や排水路の再整備を行い、湿原と共生する酪農地帯としての農業の振興を目指す。
- ・「国立公園の自然と共存するおいしくて安心な豊富牛乳、農産物」というサロベツブランドの確立に繋がることを目指す。

### ○地域づくりに係る目標

- ・自然再生の過程に触れること等を通じて、湿原を中心とした地域の自然環境を学び体験する場所として活用する。
- ・周辺の農地・農村は、人の生業と自然の関わりを学び、楽しむ場として活用する。
- ・豊富温泉を滞在拠点として活用する。
- ・地域住民の活動と連携して、地域の自然資源等の利活用による自然とのふれあい、エコツーリズム等を推進し、サロベツブランドの確立を図る。

## ◆自然再生協議会の構成員

個人(専門家含む) 24、団体 20、  
関係地方公共団体 4、関係行政機関 5

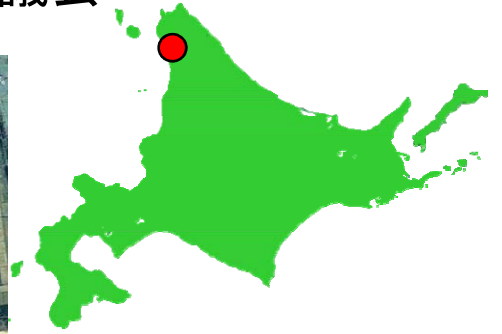
合計 53(個人・団体) ※平成 19 年 11 月現在

## 「上サロベツ自然事業

### 農業と湿原の共生に向けた自然再生実施計画」の概要

- ◆実施者：豊富町、サロベツ農事連絡会議、稚内開発建設部
- ◆自然再生事業の対象となる区域：豊富町のサロベツ川の上中流に位置し、国営土地改良事業の実施を予定している区域。
- ◆自然再生実施計画の内容
  - ・緩衝帯  
農用地と湿原が直接隣接する箇所内、湿原の地下水位に影響をおよぼしていると推察される農用地側に緩衝帯を設定し、湿原の乾燥化を抑制する。
  - ・沈砂池  
整備する農業用排水路に設置される沈砂池を適正に維持管理することで、農用地から河川に流出する土砂を軽減する。

# 上サロベツ自然再生協議会



自然再生の対象となる区域(全体構想より)



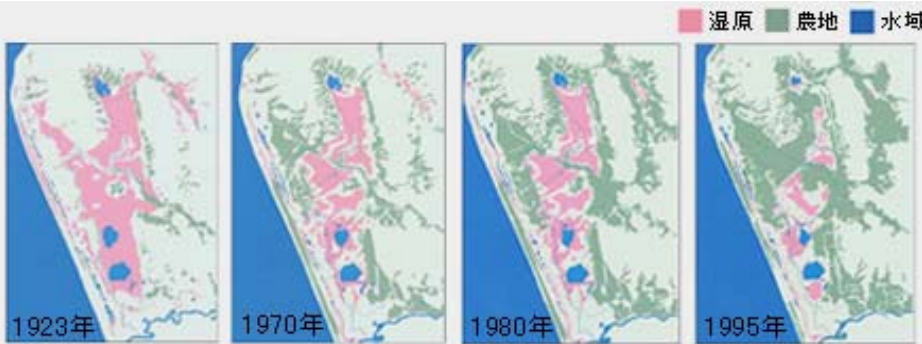
泥炭採掘跡地の開放水面



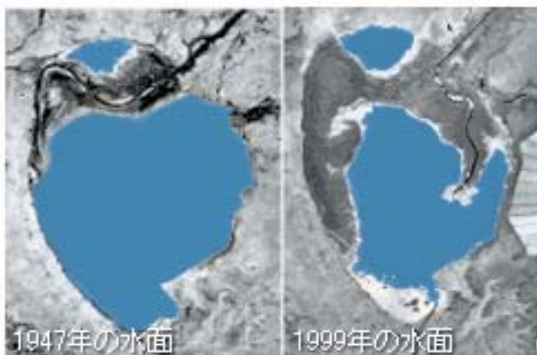
農地の地盤沈下  
手前の牧草地が奥の湿原より  
1mほど低くなっている



排水路の設置による乾燥化の進行  
湿地に隣接する農地での排水不良



サロベツ地域における湿原の減少と農地の拡大



ペンケ沼の埋塞  
上流からの土砂流入等により水面が約半分に減少

# 野川第一・第二調節池地区自然再生協議会について

## ◆ 趣旨

かつて小金井市の野川沿いは、田んぼが広がり国分寺崖線の湧水や森林等により、湿地や植生帯など多様な自然環境が広がっていた。現状では、沿川の市街化や土地利用の変化により自然環境の多様性は大きく損なわれている。

このため東京都は、上記のような状況にある野川第一、第二調節池及びその周辺の野川において、かつての多様な自然環境を再生するとともに環境学習の場として活用することを目的に、自然再生推進法に基づく「野川第一・第二調節池地区自然再生協議会」を設置し、河川環境の再生を図る。

この自然協議会では、当該地区の自然再生の全体的な方向性を定める「自然再生全体構想」を作成するとともに、実施者が作成する具体的な事業の実施計画の案について協議を行い、事業の実施及び維持管理に係わる連絡調整を行う。

## ◆ 協議会構成員

都民委員	29名	(公募により決定)	
団体委員	17名	(NPO、市民団体の代表)	
行政委員	9機関	(都及び小金井市)	
学識経験者	2名		合計 57名

## ◆ これまでの取り組み

### ○協議会の開催

平成17年3月28日第1回協議会を開催し、以降平成19年10月9日まで計14回の協議会を開催した。

### ○自然再生全体構想の作成

平成17年11月16日第5回協議会から具体的検討に入り、平成18年9月13日第12回協議会において参加委員全員の合意により作成された。

### ○自然再生事業実施計画の協議

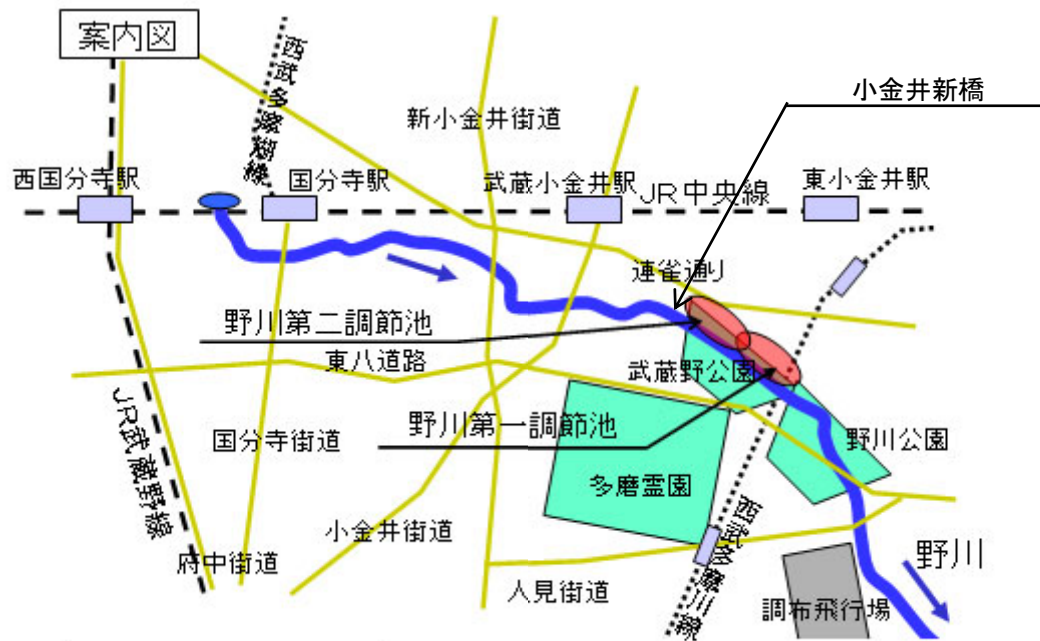
平成18年3月29日第9回協議会から具体的検討に入り、平成18年9月13日第12回協議会において、図表や文章の修正を前提に合意した。実施者が修正したのち、平成18年10月16日に作成された。

### ○維持管理に係わる連絡調整

平成18年12月12日第13回協議会において、維持管理の内容や管理運営団体の立ち上げについて連絡調整を行った。その後、平成19年1月22日に管理運営団体を設立し、モニタリングや維持管理を行っている。また、平成19年6月に田んぼの田植えを、平成19年9月に稲刈りを行った。

### ○整備状況

平成19年2月24日に、第一調節池の湿地・田んぼ・水路の整備に着手した。



対象箇所の現況



野川第一調節池

地域の多様な主体が協議会を組織



自然再生の構想づくり

実施計画・モニタリングの検討

維持管理などの役割分担

情報交換



野川第一調節池（東側）



野川第二調節池



野川（小金井新橋下流）